

## 産業廃棄物管理型最終処分場の隣接設置に伴う一般廃棄物第 2 最終処分場の一部施設の利用等について（報告）

（公財）鳥取県環境管理事業センター（以下「事業センター」という。）が建設を計画する産業廃棄物管理型最終処分場（以下「産廃処分場」という。）は、本組合が一般廃棄物の最終処分を委託している環境プラント工業㈱が設置する一般廃棄物第 2 最終処分場（以下「第 2 処分場」という。）に隣接設置され、その設置に際しては、第 2 処分場の施設の一部の利用（共用）及び移設を含む事業計画となっています。

今般、事業センター、環境プラント工業㈱及び本組合において、施設の利用や移設に関して調整した内容に基づき、次のとおり覚書（別紙）を締結しましたので報告します。

### 1 事業センターが利用する第 2 処分場の施設（構造物）

- ・ 産廃処分場に隣接する堰堤
- ・ 防災調整池
- ・ 水路
- ・ 地下水集排水施設

### 2 事業センターが移設する第 2 処分場の施設

- ・ 管理棟及び管理棟に付帯する工作物
- ・ 覆土置き場
- ・ 場内搬入道路

### 3 施設の利用及び移設に係る条件

- ・ 第 2 処分場の適正な運営に支障を生じない範囲で施設を使用すること。
- ・ 第 2 処分場の堰堤の利用に当たっては、事業センターの工事により第 2 処分場の堰堤や遮水工に不具合が生じないよう万全の対策を講じること。なお、不具合が生じる恐れがある場合は、当該工事を一時中断し、速やかに必要な措置を講じること。
- ・ 施設を産廃処分場以外の目的に利用しないこと。
- ・ 環境プラント工業㈱は、事業センターが第 2 処分場の施設を利用及び移設することについて、本組合の承認を得た上で、これを認めるものとする。

### 4 費用負担等

- ・ 事業センターは、利用する施設に関して、必要な費用を負担すること。（負担額等は別途定める。）
- ・ 移設については、事業センターが必要な費用を負担することとし、本組合はこの費用を負担しない。
- ・ 事業センターの工事及び施設の利用に起因して、施設の不具合や損害が生じた場合は、事業センターの責任として、環境プラント工業㈱や本組合が被った損害に対して、必要な補償等を行うこと。

### 5 締結日

令和 6 年 2 月 6 日

### 6 事業センターの動き

令和 6 年 1 月 12 日 鳥取県へ事業計画変更届を提出  
1 月 20 日～ 関係住民への事業計画の説明

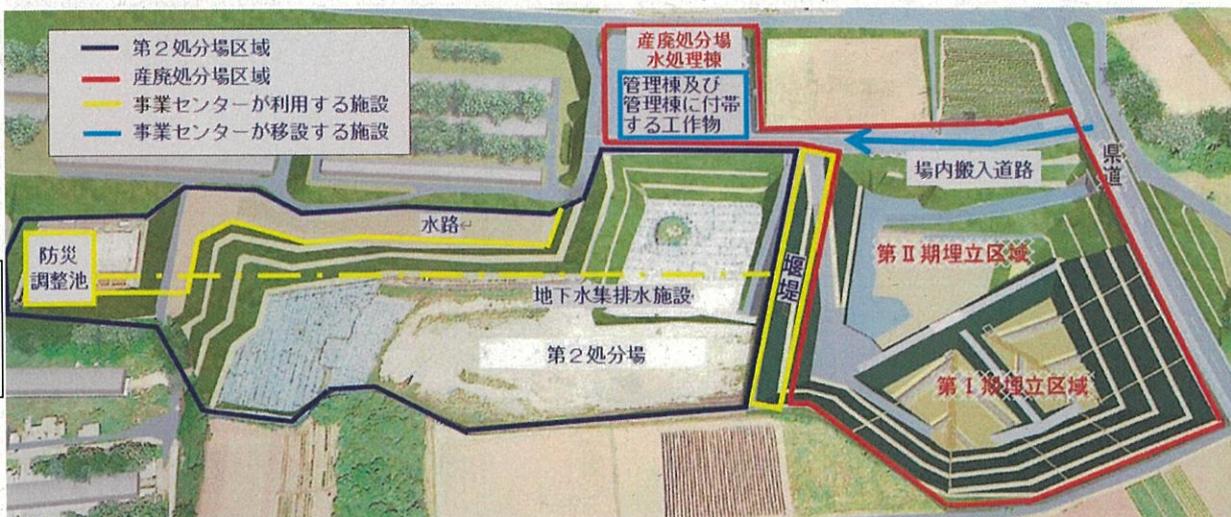
【 参 考 】

○ 第2処分場の現況及び産廃処分場設置時のイメージ図

1 第2処分場施設の現況図



2 産廃処分場設置時のイメージ図



## 一般廃棄物最終処分場の施設の利用及び移設に関する覚書

環境プラント工業株式会社（以下「甲」という。）、公益財団法人鳥取県環境管理事業センター（以下「乙」という。）及び鳥取県西部広域行政管理組合（以下「丙」という。）の三者は、一般廃棄物最終処分場の施設の一部を乙が利用及び移設することに関して、以下のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本覚書は、産業廃棄物管理型最終処分場の設置に当たり、隣接する甲の設置にかかる一般廃棄物最終処分場の施設の一部を乙が利用及び移設することに関し、三者の責務等を相互に確認し、施設の適正な利用に資することを目的とする。

### （処分場）

第2条 本覚書において、一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物管理型最終処分場とは、次のとおりとする。

(1) 一般廃棄物最終処分場（以下「第2処分場」という。）

設置者 環境プラント工業株式会社

所在地 米子市淀江町小波字林ノ奥 441 番地ほか

(2) 産業廃棄物管理型最終処分場（以下「産廃処分場」という。）

設置者 公益財団法人鳥取県環境管理事業センター

所在地 米子市淀江町小波字泉原 434-102 番地ほか

### （施設の利用）

第3条 甲は、産廃処分場の設置に当たり、乙が第2処分場の施設を利用することについて、丙の承認を得た上で、これを認めるものとする。

2 前項の規定により利用を認める施設（構築物）は、次のとおりとする。

(1) 産廃処分場に隣接する堰堤

(2) 防災調整池

(3) 水路

(4) 地下水集排水施設

3 甲は、第1項の規定により施設の利用を認める場合には、次の条件を付すものとする。

- (1) 第2処分場の適正な運営に支障を生じない範囲で施設を使用すること。
- (2) 第2処分場の堰堤の利用に当たっては、乙の工事により第2処分場の堰堤や遮水工に不具合が生じないように万全の対策を講じること。
- (3) 不具合が生じる恐れがあると認められる場合には、当該工事を一時中断し、速やかに必要な措置を講じること。
- (4) 施設を産廃処分場にかかる事業の目的以外に利用しないこと。

(施設の移設)

第4条 甲は、産廃処分場の設置に当たり、乙が第2処分場の施設を移設することについて、丙の承認を得た上で、これを認めるものとする。

2 産廃処分場の設置に当たり、移設の対象となる第2処分場の施設は、次のとおりとする。

- (1) 管理棟及び管理棟に付帯する工作物
- (2) 覆土置き場
- (3) 場内搬入道路

(費用の負担)

第5条 乙は、第3条第2項に定める施設の利用に関して必要な費用を負担するものとし、負担金額及び負担の方法については、甲、乙及び丙の三者の協議により、別途定める。

2 乙は、第4条第2項に定める施設の移設に関して、甲と協議の上で、乙の責任において必要な費用を負担するものとし、丙は、この費用について負担しない。

(責任及び補償等)

第6条 乙の工事及び第3条第2項に定める施設の利用に起因して、施設の不具合やその他の損害を生じさせた場合には、乙の責任として、甲及び丙が被った損害に対して、乙は必要な補償等を行うものとする。

(疑義の解決)

第7条 本覚書に定めのない事項及び本覚書に関して疑義の生じた事項については、甲、乙及び丙の三者が協議して解決するものとする。

この覚書を交わした証として、本覚書を3通作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 6 年 2 月 6 日

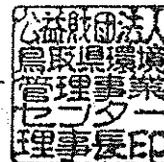
甲 米子市高島1番地  
環境プラント工業株式会社  
代表取締役



剛



乙 米子市明治町105番地  
公益財団法人鳥取県環境管理事業センター  
理事長 岡本康宏



丙 米子市淀江町西原1129番地1  
鳥取県西部広域行政管理組合  
管理者 米子市長 伊木隆司



## ○ 産廃処分場事業計画の概要

※ 事業センター淀江産業廃棄物管理型最終処分場事業計画説明【令和6年1月】資料より抜粋

# 1. 事業計画の概要

### (1) 事業目的

本事業は、県内産業廃棄物の適正処理の推進、県内企業の健全な発展、企業誘致の推進及び健康で快適な生活環境の保全に寄与することを目的とするものです。

現在、鳥取県内には産業廃棄物管理型最終処分場（以下「最終処分場」といいます）が1箇所もなく、他県の施設に依存しています。

今後、近県の最終処分場の残存容量の減少、県外産廃の搬入規制等により処分先の確保が困難になるおそれがあることから、県内で処分先を確保する必要があります。

当センターでは、より一層の安全・安心な施設の確保に万全を期し、地域に受け入れられる最終処分場を設置させて頂きたいと考えています。

### (2) 事業主体・運営体制

- ◆ 事業主体：公益財団法人 鳥取県環境管理事業センター
- ◆ 資本金：基本財産 2千万円
- ◆ 事業内容：
  - ・ 産業廃棄物処理施設の確保に関する事業
  - ・ 産業廃棄物の処分に関する事業
  - ・ 産業廃棄物の処理についての相談及び普及啓発に関する事業
  - ・ その他上記の目的を達成するために必要な事業

### (4) 事業計画のあらまし

項目	計画諸元
施設の種類	産業廃棄物管理型最終処分場 (準好気性埋立構造、期別埋立計画による段階的埋立方法)
埋立面積	22,100m <sup>2</sup> (開発面積：約38,900m <sup>2</sup> )
埋立容量	25.2万m <sup>3</sup> (Ⅰ期：約7.4万m <sup>3</sup> 、Ⅱ期：約17.8万m <sup>3</sup> )
計画期間	約47年間 (Ⅰ期埋立期間：約10年間、Ⅱ期埋立期間：約27年間、 維持管理期間：約10年間)
遮水構造	遮水シート、ベントナイト混合土等を用いた多重遮水構造
浸出水処理施設	調整槽規模：7,480 m <sup>3</sup> 以上(全体) 処理能力：最大 70m <sup>3</sup> /日(全体)

# 5. 搬入廃棄物の管理及び施設維持管理の概要

### (1) 埋め立てる廃棄物

・ 燃え殻（焼却処理後の灰）を主体とした13品目とします。

法令上、埋立可能なもの	本計画
㉠燃え殻、ばいじん、銼さい、汚泥	○
㉡廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	○
㉢紙くず、木くず、繊維くず	○
㉣産業廃棄物を処分するために処理したもの【その都度、地元了解を得たもののみ】	○
㉤廃油（一部のもの）、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体	埋め立てしません



- \* 県内廃棄物(県外物を県内で中間処理したものを含む)のみを埋立てます。
- \* 放射性廃棄物、飛散性石綿、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等に該当するものは埋立てません。